

平成 27 年第 1 回佐伯市議会定例会 予算外議案の概要

議案

議案第 31 号

佐伯市情報公開条例及び佐伯市個人情報保護条例の一部改正について

独立行政法人通則法の一部改正に伴い、同法の規定を引用している条項の整理をしようとするものである。

独立行政法人制度改革による独立行政法人通則法の一部改正に伴い、独立行政法人のうち同法の規定によりその役員及び職員に国家公務員の身分を付与されていた「特定独立行政法人」が廃止されるとともに、新たな独立行政法人の分類により定められた「行政執行法人」について、その役員及び職員に国家公務員の身分が付与されることとなった。このため、「国家公務員の範囲から特定独立行政法人の役員及び職員を除く」旨の規定がある佐伯市情報公開条例及び佐伯市個人情報保護条例について、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める規定整理を行うものである。

議案第 32 号

佐伯市行政手続条例の一部改正について

行政手続条例は、行政手続法の趣旨にのっとり、条例、規則等に基づく処分及び届出並びに市が行う行政指導の手續に関し、共通する事項を定めることにより、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護することを目的として定められている。

行政手続法の一部改正に伴い、同法の改正規定の趣旨にのっとり、行政指導をする際の根拠等の提示義務並びに行政指導の中止等の求め及び処分等の求めの制度に係る規定の整備をするほか、所要の規定の整理をしようとするものである。

<主な改正の内容>

(1) 行政指導の根拠等の提示義務

行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示すときは、その根拠となる法令の条項等を示さなければならないこととするもの

(2) 行政指導の中止等の求め

法律又は条例に基づく行政指導を受けた者は、その行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思う場合に、書面で行政指導の中止等を求めることができることとするもの。申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、当該行政指導が要件に適合しないときは、当該行政指導の中止等必要な措置をとることとするもの

(3) 処分等の求め

法令に違反する事実を発見した場合に、その是正のための処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思うときは、その権限を有する市の機関に対し、書面で具体的な事実を示し、処分又は行政指導をすることを求めることができることとするもの。申出を受けた市の機関は、必要な調査を行い、必要があるときは、処分又は行政指導をしなければならないこととするもの

議案第 33 号

佐伯市職員の給与に関する条例の一部改正について

人事院勧告の趣旨に鑑み、大分県人事委員会勧告の内容に準じて、職員の給料の改定を行うとともに、労働基準法第 36 条の趣旨に鑑み、時間外勤務手当の支給割合を改める措置を講じようとするものである。

（１） 給料表の改定

平成 27 年 4 月 1 日から、行政職給料表について、大分県人事委員会勧告における給料表の改定（平均△ 2 %、高位号給は最大△ 4 %程度）に準じて引き下げる。

（２） 時間外勤務手当の割増時間の改正

時間外勤務手当のうち、1 か月について 45 時間を超え 60 時間以下の時間外勤務について、手当の支給割合を現行の 125/100 から 135/100 に、平日深夜（午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間）に勤務した場合は、現行の 150/100 から 160/100 に引き上げる。

議案第 34 号

佐伯市行政組織条例の一部改正について

平成 27 年度の組織改編に伴い、行政組織条例及び関係条例について所要の規定の整理を行おうとするものである。

関係条例については、佐伯市公設水産地方卸売市場条例、佐伯市貸工場及び佐伯市貸事業場条例、佐伯市行財政改革推進委員会条例、佐伯市総合計画審議会条例、佐伯市庁舎建設審議会条例、佐伯市食育推進会議条例、佐伯市商工業振興計画策定委員会条例及び佐伯市城下町観光交流館条例において、引用する部課の名称を改めるものである。

<主な組織改編の内容>

組織の見直しにより、部の再編を行うとともにこれに伴う課の新設及び移管を行う。

地方分権及び地方創生に対応するため、「財務部」を「総合政策部」に改め、同部に政策調整を担う秘書政策課及び公共施設の管理を統括する管財課を新設する。

また、地域づくり、まちづくり及び住民協働を支援する部署として、「企画商工観光部」を「地域振興部」に改め、同部に地域振興課を新設するとともに、これまで「総務部」に配置していた振興局を地域振興部の管轄とする。さらに、これまで「財務部」に配置していた課税課及び収納課を「市民生活部」に移管するほか、「福祉保健部」に障がい者及びその家族に対する支援体制の強化を図るため障がい福祉課を新設する。

議案第 35 号

佐伯市蒲江林野分収条例の一部改正について

森林国営保険法等の一部を改正する法律により、「森林国営保険法」の題名が改称され「森林保険法」となる。これに伴い、本市の条例において「森林国営保険法」を引用している箇所の改正を行おうとするものである。

議案第 36 号

佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進審議会条例の制定について

平成 26 年 11 月 28 日に公布された「まち・ひと・しごと創生法」において、市町村においても国が策定した「総合戦略」等を勘案して、区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めなければならなくなったことから、佐伯市における人口の現状と将来の展望を提示する「地方人口ビジョン」並びに今後 5 か年の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた「地方版総合戦略」の策定に当たり、広く意見を聴くため、佐伯市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進審議会を設置することに関し、新たに条例の制定を行おうとするものである。

議案第 37 号

佐伯市地域振興審議会条例の制定について

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき設置された地域審議会の設置期間が平成 27 年 3 月 31 日で満了するため、地域審議会に代わる新たな附属機関として、本市の地域振興について必要な事項を審議するため地域振興審議会を設置することに関し、新たに条例の制定を行おうとするものである。

議案第 38 号

佐伯市条例の廃止に関する条例の一部改正について

佐伯市中心市街地循環バス運行条例を廃止しようとするものである。

平成 26 年 4 月 1 日から社会実験運行をしている中心市街地循環バスについて、利用実績及び乗降調査を基に本格運行への移行を検討した結果、社会実験運行をもって運行を終了することとなったため、当該条例を廃止しようとするものである。

議案第 39 号

佐伯市消防長及び消防署長の資格を定める条例の一部改正について

平成 27 年 1 月 1 日の給与構造の見直しによる行政職給料表級別職務分類表の一部改正により、課長の職務の級が 7 級から 6 級及び 7 級となった。消防長の資格について、課長以上の職にある者を引き続き消防長になる資格がある者とするため、消防長の資格に係る規定の整理をしようとするものである。

議案第 40 号

大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」において、「この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て総合整備計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない」とされている。本議案は、大越辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について議会の議決を求めようとするものである。

大越辺地は、佐伯市中心部から南西へ約 13 キロメートル、人口 56 人の山村地域である。前回の計画が平成 26 年度で終了するため、新たに計画を策定するものである。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間である。

今回策定の整備計画の内容は、林道の整備、飲料水供給施設（配水管）の整備及び小型動力ポンプ付積載車の整備で、その事業費の合計金額 189,483 千円のうち辺地対策事業債の予定額は、62,200 千円である。

議案第 41 号

久保浦片神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 40 号と同様に久保浦片神辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について議決を求めようとするものである。

久保浦片神辺地は、大入島の中央部に位置し、市の中心部から約 7 キロメートルの距離にある人口 88 人、47 世帯の集落である。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間である。

今回策定の整備計画の内容は、小型動力ポンプ付積載車の整備で、その事業費 5,083 千円のうち辺地対策事業債の予定額は、5,000 千円である。

議案第 42 号

波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 40 号と同様に波当津辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について議決を求めようとするものである。

波当津辺地は、佐伯市蒲江の最南端に位置する人口 134 人の沿岸地域である。前回の計画が平成 26 年度で終了するため、新たに計画を策定するものである。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間である。

今回策定の整備計画の内容は、特定地域生活排水処理施設の整備で、その事業費 12,990 千円のうち辺地対策事業債の予定額は、3,500 千円である（この事業は、波当津辺地と葛原辺地を包括して一つの事業としているため、事業費及び辺地対策事業債の予定額は、2 辺地の合計額である。）。

議案第 43 号

葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議案第 40 号と同様に葛原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について議決を求めようとするものである。

葛原辺地は、佐伯市蒲江の南部に位置する人口 177 人の沿岸地域である。前回の計画が平成 26 年度で終了するため、新たに計画を策定するものである。公共的施設の整備計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間である。

今回策定の整備計画の内容は、特定地域生活排水処理施設の整備である。

議案第 44 号

佐伯市道路占用料徴収条例の一部改正について

道路法施行令の一部改正により、国の道路占用料の額を定める所在地区分が、3 区分から 5 区分に変更され、及び道路占用料の額が、地価水準等を勘案して改定されたことに伴い、本市においても道路占用料の額を改めるため、道路占用料の額を定めた第 2 条に関する別表を改定するとともに、条文の整理を行おうとするものである。

議案第 45 号

佐伯市手数料条例の一部改正について

住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく住宅性能表示制度の評価項目の見直しに伴い、同制度による住宅性能評価書を活用した場合の長期優良住宅建築等計画認定申請に対する審査手数料の額を新たに定めるとともに、建築基準法の一部改正による構造計算適合性判定制度の見直しに伴い、同制度による構造計算適合性判定に係る手数料の額及び加算額を削り、並びに農地法の一部改正に伴い、農業委員会が作成する農地台帳に記録された事項を閲覧させ、又はその要約書の交付をする際の手数料の額を新たに定めるほか、条文の整理をしようとするものである。

議案第 46 号

佐伯市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

鶴見丹賀浦簡易水道は、昭和 38 年に認可を受け稼働してきたが施設の老朽化が著しいことから、鶴見大島簡易水道と統合を行い、給水の確保を図ろうとするものである。別表から鶴見丹賀浦簡易水道を削り、鶴見大島簡易水道の名称を鶴見大島丹賀浦簡易水道に、給水人口を 800 人から 186 人に、1 日最大給水量を 200 m³から 79 m³に改めようとするものである。

議案第 47 号

市道路線の廃止について

市道路線を廃止することについて、道路法の規定により議会の議決を求めようとするものである。

独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センターの建替えに伴い、東小学校正門通り線を廃止しようとするものである。

議案第 48 号

佐伯市火葬場条例の一部改正について

佐伯市火葬場統廃合計画に基づき、平成 27 年度から、佐伯市宇目火葬場を廃止しようとするものである。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意が必要である。

議案第 49 号

佐伯市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の制定について

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 50 号

佐伯市保育所条例の一部改正について

児童福祉法の一部改正に伴い、本市が設置する保育所の保育料に係る規定を追加するほか条文の整理を行うとともに、佐伯市保育所保育料条例を廃止しようとするものである。

議案第 51 号

佐伯市保育所条例の一部改正について

平成 27 年度から、小野市保育所を廃止し、及び千束保育所の名称をうめこども園に変更しようとするものである。

なお、この議案は、佐伯市議会の議決に付すべき特に重要な公の施設の廃止に関する条例第 2 条の規定により、議会において出席議員の 3 分の 2 以上の者の同意が必要である。

議案第 52 号

佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

本市の学校医、学校歯科医、学校薬剤師、幼稚園医、幼稚園歯科医、保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医に支給する報酬の額について、県内の他市との均衡を図るため、次の表のとおり増額する。また、幼稚園の適切な環境衛生の維持を図ることについて幼稚園薬剤師を配置するため新たに報酬の額を定めようとするものである。

改正前

職名	報酬の額
学校医及び学校歯科医	年額 66,000 円
学校薬剤師	年額 33,000 円
幼稚園医及び幼稚園歯科医	年額 46,200 円
保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医	年額 66,000 円



改正後

職名	報酬の額
学校医及び学校歯科医	年額 77,000 円
学校薬剤師	年額 39,000 円
幼稚園医及び幼稚園歯科医	年額 54,000 円
保育所嘱託医及び保育所嘱託歯科医	年額 77,000 円
幼稚園薬剤師	年額 16,000 円

議案第 53 号

佐伯市老人憩の家条例の一部改正について

老人憩の家は、老人生きがい対策及び老人福祉の充実を図るため設置している施設であるが、佐伯市蒲江南老人憩の家及び佐伯市楠本老人憩の家については、今後の施設の利用が見込まれないため、平成 27 年度から廃止しようとするものである。

議案第 54 号

佐伯市はり、きゅう、あんま施術料の助成に関する条例の一部改正について

第 7 期老人福祉計画の策定に伴い、平成 28 年度から、はり、きゅう、あんま施術料の助成回数を現行の年 24 回以内から年 12 回以内に変更しようとするものである。

議案第 55 号

佐伯市ねたきり老人等介護手当支給条例の一部改正について

介護者の労をねぎらうとともに、ねたきり老人等の福祉の増進のため支給しているねたきり老人等介護手当について、第 7 期老人福祉計画の策定に伴い、平成 27 年度から、支給額を現行の月額 5,000 円から月額 10,000 円に増額しようとするものである。

議案第 56 号

佐伯市地域支援事業利用料条例の制定について

平成 27 年度から、本市が行う地域支援事業（栄養管理指導事業、口腔管理指導事業、安否確認事業、外出支援事業）を実施することに伴い、その利用料を定めることに関し、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 57 号

佐伯市介護保険条例の一部改正について

第 6 期介護保険事業計画の策定に伴い、平成 27 年度から平成 29 年度までにおける保険料率を定めようとするものである。

介護保険料の段階設定については、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、現行 6 段階の介護保険料を 9 段階に変更し、各段階の保険料率を変更するほか、その他の規定の整理をしようとするものである（保険料基準額は、現行と同じ月額 5,300 円である。）。

改正前

段階	対象者	保険料率	保険料
第 1 段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の場合	0.5	31,800 円
第 2 段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の者	0.6	38,160 円
特例 第 3 段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超えて 120 万円以下の者	0.7	44,520 円
第 3 段階	・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が 120 万円を超えている者	0.75	47,700 円
特例 第 4 段階	・本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円以下の者	0.85	54,060 円
第 4 段階	・本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額＋課税年金収入額が 80 万円を超えている者	1.0	63,600 円
第 5 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円未満の者	1.25	79,500 円
第 6 段階	・本人が市民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上の者	1.5	95,400 円

↓
改正後

段階	対象者	保険料率	保険料
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が市民税非課税の場合 ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者 	0.5	31,800円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えて120万円以下の者 	0.7	44,520円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超えている者 	0.75	47,700円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者 	0.85	54,060円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人は市民税非課税であるが、同世帯に市民税の課税者がいて、合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超えている者 	1.0	63,600円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円未満の者 	1.2	76,320円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の者 	1.25	79,500円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の者 	1.5	95,400円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が市民税課税で、合計所得金額が290万円以上の者 	1.6	101,760円

議案第58号

佐伯市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、佐伯市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例、佐伯市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び佐伯市指定介護予防支援の事業に係る申請者の要件並びに人員及び運営に関する基準等を定める条例について、人員、設備及び運営に関する基準等を改めるほか、条文の整理をしようとするものである。

議案第 59 号

佐伯市職員定数条例等の一部改正について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育委員会制度の改革がなされ、教育長と教育委員長を一本化した新「教育長」が常勤の特別職として設置されることに伴い、佐伯市職員定数条例のほか佐伯市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例、佐伯市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、佐伯市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、佐伯市議員報酬及び特別職給料審議会条例、佐伯市特別職の職員の給与に関する条例及び佐伯市職員等の旅費に関する条例について所要の条例整備を行うとともに、佐伯市教育委員会教育長の給与等に関する条例を廃止しようとするものである。

議案第 60 号

佐伯市歴史文化施設運営協議会条例の制定について

歴史文化施設（佐伯市平和祈念館やわらぎ、城下町佐伯国木田独歩館、佐伯市歴史資料館）の運営に関し必要な事項を協議するため、佐伯市平和祈念館やわらぎ運営協議会及び城下町佐伯国木田独歩館運営協議会を統合し、新たに佐伯市歴史文化施設運営協議会を設置することに関し、新たに条例の制定を行おうとするものである。

議案第 61 号

豊後高田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する協議について

「おおいた広域窓口サービス事業」は、県内の市町村が相互に各種証明書等の交付等に係る事務を委託することにより、住民登録地や本籍地の市町村に行くことなく、勤務地・就学地などの市町村の窓口で証明書等を受け取ることができる行政区域を越えた住民サービスである。この事業の実施に当たっては、参加する各市町村が相互に協議により規約を定めることが必要であり、この協議については、議会の議決を経なければならない。「豊後高田市と佐伯市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約」を定めるための豊後高田市と佐伯市の協議について議決を求めようとするものである。

議案第 62 号

佐伯市教育委員会委員の任命について（候補者 谷口久枝）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、教育委員会の委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命することとされている。

佐伯市の教育委員会の委員のうち、谷口久枝（やぐち ひさえ）委員の任期が平成 27 年 5 月 20 日で満了するため、同委員を再度任命するに当たり、議会の同意を求めようとするものである。

諮 問

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 坪根邦子）

人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないこととされている。

佐伯市の人権擁護委員のうち坪根邦子（つぼね くニコ）委員の任期が平成 27 年 6 月 30 日で満了するため、同氏を再度推薦しようとするものである。

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 戸山仁生）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち酒井実（さかいみのる）委員の任期が平成 27 年 6 月 30 日で満了するため、新たに戸山仁生（とやままさお）氏を推薦しようとするものである。

諮問第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 安倍都美）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち木許二（きもとふたつ）委員の任期が平成 27 年 6 月 30 日で満了するため、新たに安倍都美（あべとみ）氏を推薦しようとするものである。

諮問第 4 号

人権擁護委員候補者の推薦について（候補者 高橋千枝子）

諮問第 1 号と同様の諮問である。

佐伯市の人権擁護委員のうち山田豊和（やまだとよかず）委員の任期が平成 27 年 3 月 31 日で満了するため、新たに高橋千枝子（たかはしちえこ）氏を推薦しようとするものである。

専決処分の報告

報告第 1 号

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 179 条第 1 項本文の規定により、平成 27 年 1 月 29 日付けで専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものである。

事 件 名：佐伯市内町で発生した建物火災の消火活動に伴う排水に係る損害賠償事件

相 手 方：佐伯市大字木立 6207 番地 3 西田朱乃

事件の概要：平成 26 年 11 月 17 日午後 10 時 28 分頃、佐伯市消防職員が消火活動を行った際、仲町商店街内に部署した消防ポンプ自動車の排水が佐伯市内町 1 番 7 号の店舗に流れ込み、当該店舗内に保管していた商品を水損した。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額：64,476 円（保険適用範囲内）

（ボディージュエリースターターキット購入費：64,476 円）

報告事項

第 1 号報告

佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画の作成について

佐伯市新型インフルエンザ等対策行動計画を作成したので、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条 6 項の規定により、報告するものである。

第 2 号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

「市長の専決処分事項に関する条例」本則第 1 号及び第 2 号の事項（1 件 200 万円以下の交通事故の和解及び損害賠償の額の決定）について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので同条第 2 項の規定により報告するものである。

専決処分日：平成 27 年 1 月 25 日

事故の場所：佐伯市大字鶴望 2742 番地前の市道高畑線

相 手 方：佐伯市大字鶴望 2742 番地 染矢 愛

事故の概要：平成 27 年 1 月 5 日午後 5 時 32 分頃、上記事故の場所で、佐伯市消防職員が救急搬送中に市有救急自動車を後進させようとしたところ、当該市道が傾斜していたため、当該市有救急自動車が前進し、相手方が所有する家屋の敷地の擁壁を破損した。

和 解 内 容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠 償 金 額：3,240 円（保険適用範囲内）

（擁壁修理費：3,240 円）

第3号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第2号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成27年1月23日

事故の場所：佐伯市大字木立890番地の佐伯市木立地区公民館駐車場

相手方：佐伯市大字木立3435番地 中崎トヨ子

事故の概要：平成26年11月12日午前9時頃、上記事故の場所で、佐伯市臨時職員が行政ごみの収集作業終了後に市有貨物自動車の後進していた際、後方確認が不十分であったため、当該駐車場に駐車中の相手方が所有する自家用軽自動車に接触し、当該自家用軽自動車の右側後部及びテールランプカバーを破損した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：138,564円（保険適用範囲内）

（車両修理費：138,564円）

第4号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第2号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成27年2月18日

事故の場所：佐伯市向島1丁目3番8号付近の市道南中2号線

相手方：佐伯市大字長谷10755番地1 児玉あい子

事故の概要：平成26年11月13日午前9時頃、上記事故の場所で、佐伯市保健福祉総合センター和楽の敷地内から佐伯市職員が職務上、市有自動車を運転して市道南中2号線に進入したところ、進行方向左側から同市道を走行中の相手方が所有し、及び運転する自家用軽自動車と接触し、当該自家用軽自動車の右側前部及び当該市有自動車の左側前部を破損し、その接触の衝撃により相手方が右肩を負傷した。

和解内容：佐伯市と相手方が相互に損害賠償金を支払う（事故の責任割合 佐伯市：相手方 80：20）。

賠償金額：市から相手方へ 412,940円（保険適用範囲内）

（車両修理費：344,008円 レッカー代：11,578円 治療費：20,725円
通院費：197円 文書料：432円 休業損害：9,120円 慰謝料：26,880円）

相手方から市へ 69,200円（車両修理費）

第5号報告

損害賠償事件の和解及び損害賠償の額の決定について

第2号報告と同様の報告である。

専決処分日：平成 26 年 12 月 3 日

事故の場所：宮崎県宮崎市橘通西 4 丁目 1 番 27 号のホテルルートイン宮崎駐車場

相手方：大阪府大阪市浪速区大国 1 丁目 8 番 5 号 株式会社 岡山忠商店

代表取締役 岡山忠史

事故の概要：平成 26 年 8 月 24 日午後 9 時頃、上記事故の場所で、佐伯市職員が職務上、市有自動車を発進させたところハンドル操作を誤り、進行方向左側に駐車していた相手方が所有する自家用貨物自動車に接触し、当該自家用貨物自動車の右側前部のバンパー及びヘッドライトカバーを破損した。

和解内容：佐伯市が相手方に損害賠償金を支払う。

賠償金額：65,150 円（保険適用範囲内）

（車両修理費：47,222 円 代車費用：17,928 円）